

令和2年度福島県一般会計補正予算（第13号）

令和2年度福島県一般会計の補正予算（第13号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,402,189千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,515,198,647千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分する。

第 1 表 歳入歳出予算補正  
歳 入

(単位千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 県	税	232,539,000	6,732,328	239,271,328
	1 県 民 税	67,566,000	1,814,062	69,380,062
	2 事 業 税	53,433,000	1,445,493	54,878,493
	3 地 方 消 費 税	44,302,000	△176,984	44,125,016
	4 不 動 産 取 得 税	3,453,000	604,347	4,057,347
	5 県 た ば こ 税	2,355,000	△16,720	2,338,280
	6 ゴ ル フ 場 利 用 税	568,000	△55,197	512,803
	8 軽 油 引 取 税	24,464,000	2,050,960	26,514,960
	9 自 動 車 税	31,957,000	△507,160	31,449,840
	10 鉱 区 税	10,000	345	10,345
	11 固 定 資 産 税	3,809,000	1,594,322	5,403,322
	13 狩 猟 税	13,000	1,202	14,202
	14 産 業 廃 棄 物 税	470,000	△31,860	438,140

款	項	補正前の額	補正額	計
	15旧法による税	139,000	9,518	148,518
2地方消費税清算金		88,175,000	△481	88,174,519
	1地方消費税清算金	88,175,000	△481	88,174,519
3地方譲与税		31,786,000	△272,101	31,513,899
	1特別法人事業譲与税	27,256,000	△15,811	27,240,189
	2地方揮発油譲与税	4,030,000	△240,881	3,789,119
	3石油ガス譲与税	150,000	△12,849	137,151
	4自動車重量譲与税	190,000	8,834	198,834
	6森林環境譲与税	140,000	3,872	143,872
	7航空機燃料譲与税	20,000	△15,266	4,734
4地方特例交付金		1,100,000	189,128	1,289,128
	1地方特例交付金	1,100,000	189,128	1,289,128
5地方交付税		276,680,514	14,179,976	290,860,490
	1地方交付税	276,680,514	14,179,976	290,860,490
6交通安全対策特別交付金		510,000	42,263	552,263
	1交通安全対策特別交付金	510,000	42,263	552,263

款	項	補正前の額	補正額	計
9 国庫支出金		362,215,866	△753,739	361,462,127
	1 国庫負担金	46,368,374	△37,219	46,331,155
	2 国庫補助金	313,866,194	△716,520	313,149,674
11 寄附金		782,465	159,281	941,746
	1 寄附金	782,465	159,281	941,746
12 繰入金		171,222,884	△15,541,542	155,681,342
	2 基金繰入金	160,338,403	△15,541,542	144,796,861
13 繰越金		4,943,237	3,439,198	8,382,435
	1 繰越金	4,943,237	3,439,198	8,382,435
14 諸収入		138,723,446	△1,150,000	137,573,446
	4 貸付金元利収入	120,577,197	△1,150,000	119,427,197
15 県債		175,883,881	△8,426,500	167,457,381
	1 県債	175,883,881	△8,426,500	167,457,381
歳入合計		1,516,600,836	△1,402,189	1,515,198,647

第 1 表 歳入歳出予算補正 歳入

歳 出

(単位千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		83,848,000	11,289,852	95,137,852
	1 総務管理費	23,150,074	11,205,775	34,355,849
	2 県民生活費	7,597,552	84,077	7,681,629
	3 企画費	37,890,662	0	37,890,662
	5 自治振興費	2,645,467	0	2,645,467
	7 防災費	2,738,351	0	2,738,351
3 民生費		145,096,314	△217,313	144,879,001
	1 社会福祉費	99,535,921	△280,517	99,255,404
	2 児童福祉費	32,732,841	63,204	32,796,045
	4 災害救助費	9,351,581	0	9,351,581
4 衛生費		140,019,493	△9,906,518	130,112,975
	1 公衆衛生費	59,384,231	△9,906,518	49,477,713
	3 保健福祉事務所費	2,479,135	0	2,479,135
	4 医薬費	19,687,023	0	19,687,023

款	項	補正前の額	補正額	計
	5 環境保全費	56,818,727	0	56,818,727
5 労働費		4,321,531	0	4,321,531
	2 職業訓練費	1,688,770	0	1,688,770
6 農林水産業費		108,651,909	△669,668	107,982,241
	1 農業費	34,913,232	△669,668	34,243,564
	2 畜産業費	2,672,562	0	2,672,562
	3 農地費	39,480,300	0	39,480,300
	4 林業費	25,428,225	0	25,428,225
	5 水産業費	6,157,590	0	6,157,590
7 商工費		188,223,806	△1,898,542	186,325,264
	1 商工業費	184,789,675	△1,769,747	183,019,928
	2 観光費	3,434,131	△128,795	3,305,336
8 土木費		308,743,130	0	308,743,130
	1 土木管理費	31,274,844	0	31,274,844
	2 道路橋りょう費	183,844,654	0	183,844,654
	3 河川海岸費	67,789,317	0	67,789,317

第 1 表 歳入歳出予算補正 歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
	4 港湾費	14,279,372	0	14,279,372
	5 空港費	1,355,527	0	1,355,527
	6 都市計画費	6,742,235	0	6,742,235
	7 住宅費	3,457,181	0	3,457,181
9 警察費		45,122,543	0	45,122,543
	1 警察管理費	40,942,110	0	40,942,110
	2 警察活動費	4,180,433	0	4,180,433
10 教育費		226,361,472	0	226,361,472
	1 教育総務費	38,386,163	0	38,386,163
	4 高等学校費	47,543,808	0	47,543,808
	5 特別支援学校費	18,576,665	0	18,576,665
	6 社会教育費	5,857,824	0	5,857,824
	8 大学費	18,622,658	0	18,622,658
11 災害復旧費		28,920,808	0	28,920,808
	2 土木施設災害復旧費	21,379,419	0	21,379,419
歳出合計		1,516,600,836	△1,402,189	1,515,198,647

第 2 表 地方債補正

(単位千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
県庁舎整備費	1,284,100	1 借入方法 普通貸借又は 債券発行（他の 地方公共団体と の共同発行を含 む。） 債券の発行価 格は、知事が定 める。 2 借入資金 政府資金その 他	年10% 以内 （た だ し、利 率見直 し方式 で借り 入れる 政府資 金につ いて、 利率の 見直し を行っ た後 におい ては、 当該見 直し後 の利率）	起債日から35年以内（据置期間を含む。）の期間において資金の融通条件及び知事の定めるところにより償還する。ただし、県財政の都合により繰上償還をし、償還年限を短縮し、又は借換えをすることができるものとする。	1,283,200	1 借入方法 普通貸借又は 債券発行（他の 地方公共団体と の共同発行を含 む。） 債券の発行価 格は、知事が定 める。 2 借入資金 政府資金その 他	年10% 以内 （た だ し、利 率見直 し方式 で借り 入れる 政府資 金につ いて、 利率の 見直し を行っ た後 におい ては、 当該見 直し後 の利率）	起債日から35年以内（据置期間を含む。）の期間において資金の融通条件及び知事の定めるところにより償還する。ただし、県財政の都合により繰上償還をし、償還年限を短縮し、又は借換えをすることができるものとする。
総合情報通信ネットワーク整備事業費	532,200				531,900			
男女共生センター費	27,800				25,700			
合同庁舎整備費	472,100				461,700			
市町村合併支援助費	677,200				674,400			
公舎整備費	85,000				84,900			
阿武隈急行緊急保全整備事業費等補助金	44,300				43,000			
鉄道軌道輸送対策事業費補助金	54,700				54,300			
研修管理事務経費	34,500				26,700			
やさしい道づくり推進事業費	103,200				100,000			
社会福祉施設整備事業費	618,200				616,400			
社会福祉推進費	108,300				12,300			
放課後児童クラブ施設整備事業費	17,600				16,700			
災害援護資金貸付金	9,100	0						



起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
能開校整備費	78,600	1 借入方法 普通貸借又は 債券発行（他の 地方公共団体と の共同発行を含 む。） 債券の発行価 格は、知事が定 める。 2 借入資金 政府資金その 他	年10% 以内 （た だ し、利 率見直 し方式 で借り 入れる 政府資 金につ いて、 利率の 見直し を行っ た後 におい ては、 当該見 直し後 の利率）	起債日から35年以内（据 置期間を含む。）の期間 において資金の融通条件 及び知事の定めるところ により償還する。た だ し、県財政の都合により 繰上償還をし、償還年限 を短縮し、又は借換えを することができるものと する。	77,200	1 借入方法 普通貸借又は 債券発行（他の 地方公共団体と の共同発行を含 む。） 債券の発行価 格は、知事が定 める。 2 借入資金 政府資金その 他	年10% 以内 （た だ し、利 率見直 し方式 で借り 入れる 政府資 金につ いて、 利率の 見直し を行っ た後 におい ては、 当該見 直し後 の利率）	起債日から35年以内（据 置期間を含む。）の期間 において資金の融通条件 及び知事の定めるところ により償還する。た だ し、県財政の都合により 繰上償還をし、償還年限 を短縮し、又は借換えを することができるものと する。
運営費	41,300				40,100			
かんがい排水事業費	209,800				209,500			
土地改良事業促進費	2,000				1,800			
土地改良施設突発事故 復旧事業費	6,500				0			
県単農村整備事業費	29,200				28,300			
一般林道費	239,000				238,900			
漁港事業費	631,600				585,200			
漁港改良費	231,300				220,400			
家畜保健衛生所解体事業	71,300				70,400			
農業総合センター運営費	383,700				347,200			
漁港維持管理費	2,800				2,500			
道路橋りょう維持費	7,708,200				7,570,900			
道路橋りょう改良費	3,303,600				852,200			
道路橋りょう整備費	12,025,700				12,044,600			
道路橋りょう整備費 （再生・復興）	1,869,300				1,868,400			

河川流域総合情報システム事業費	160,200				159,900			
河川海岸改良費	12,199,700				12,092,500			
河川事業費	8,046,100				8,041,900			
河川事業費 (再生・復興)	135,000				134,700			
海岸事業費	27,500				27,300			
ダム事業費	1,154,000				1,152,600			
河川災害関連費	374,500				298,600			
河川災害復旧助成費	697,800				570,300			
砂防施設費	2,348,800				2,332,000			
砂防施設維持管理費	501,000				503,700			
砂防事業費	2,177,300				2,168,900			
港湾事業費	163,000				160,900			
港湾事業費 (再生・復興)	71,800				71,500			
空港事業費	40,900				40,800			
公園事業費	900				800			
街路事業費	1,000,900				679,200			
都市公園事業費	295,300				293,900			

第2表 地方債補正

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
県営住宅改善費	748,000	1 借入方法 普通貸借又は 債券発行（他の 地方公共団体と の共同発行を含 む。） 債券の発行価 格は、知事が定 める。 2 借入資金 政府資金その 他	年10% 以内 （ただ し、利 率見直 し方式 で借り 入れる 政府資 金につ いて、 利率の 見直し を行っ た後 におい ては、 当該見 直し 後の 利率）	起債日から35年以内（据置期間を含む。）の期間において資金の融通条件及び知事の定めるところにより償還する。ただし、県財政の都合により繰上償還をし、償還年限を短縮し、又は借換えをすることができるものとする。	747,500	1 借入方法 普通貸借又は 債券発行（他の 地方公共団体と の共同発行を含 む。） 債券の発行価 格は、知事が定 める。 2 借入資金 政府資金その 他	年10% 以内 （ただ し、利 率見直 し方式 で借り 入れる 政府資 金につ いて、 利率の 見直し を行っ た後 におい ては、 当該見 直し 後の 利率）	起債日から35年以内（据置期間を含む。）の期間において資金の融通条件及び知事の定めるところにより償還する。ただし、県財政の都合により繰上償還をし、償還年限を短縮し、又は借換えをすることができるものとする。
港湾改良費	218,800				212,100			
生活基盤緊急改善費	513,600				340,600			
地域づくり交流促進事業費	302,400				277,700			
港湾維持管理費	351,200				350,800			
河川海岸維持管理費	5,510,600				5,372,600			
ダム維持管理費	746,400				580,100			
空港維持補修費	355,800				355,500			
警察施設費	311,400				301,900			
交通安全施設整備費	424,700				424,600			
大規模改造事業	1,126,000				1,065,300			
学校施設解体整備事業	235,100				235,000			
県立高等学校再編整備事業（施設）	135,900				0			
県立高等学校再編整備事業	11,600				0			
県文化センター施設等整備費	162,400				125,100			
県立医科大学附属病院整備費	1,440,600	1,436,600						

県有施設維持補修事業	859,400				850,500		
県立学校空調設備 整備事業	82,600				0		
教職員公舎整備事業	700				400		
聴覚支援学校 福島校整備事業	84,000				34,800		
相馬支援学校整備事業	187,500				118,400		
非構造部材減災化事業	547,300				518,000		
伊達地区特別支援学校 整備事業	1,402,400				1,290,200		
国直轄河川事業費負担金	6,523,100				6,346,100		
国直轄砂防事業費負担金	734,700				731,500		
国直轄港湾事業費負担金 (再生・復興)	36,000				200		
国直轄土地改良事業費	307,000				301,600		
土木災害復旧費 (公共災害復旧費)	2,576,200				2,500,700		
県営住宅災害復旧費	548,700				548,500		
阿武隈急行災害復旧 事業費補助金	55,900				35,600		
医療人材対策費	1,452,500				1,436,900		
施設整備費	332,700				331,100		
特定復興再生拠点区域 整備支援事業	71,200				69,600		

第2表 地方債補正

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
退職手当費	3,491,000	1 借入方法 普通貸借又は 債券発行（他の 地方公共団体と の共同発行を含 む。） 債券の発行価 格は、知事が定 める。 2 借入資金 政府資金その 他	年10% 以内 （ただ し、利 率見直 し方式 で借り 入れる 政府資 金につ いて、 利率の 見直し を行っ た後 におい ては、 当該見 直し後 の利率）	起債日から35年以内（据置期間を含む。）の期間において資金の融通条件及び知事の定めるところにより償還する。ただし、県財政の都合により繰上償還をし、償還年限を短縮し、又は借換えをすることができるものとする。	0	1 借入方法 普通貸借又は 債券発行（他の 地方公共団体と の共同発行を含 む。） 債券の発行価 格は、知事が定 める。 2 借入資金 政府資金その 他	年10% 以内 （ただ し、利 率見直 し方式 で借り 入れる 政府資 金につ いて、 利率の 見直し を行っ た後 におい ては、 当該見 直し後 の利率）	起債日から35年以内（据置期間を含む。）の期間において資金の融通条件及び知事の定めるところにより償還する。ただし、県財政の都合により繰上償還をし、償還年限を短縮し、又は借換えをすることができるものとする。
計	142,676,881				134,250,381			